

千葉県県営住宅退去者の滞納家賃等に係る収納業務委託仕様書（案）

（1）業務の名称

千葉県県営住宅退去者の滞納家賃等に係る収納業務委託

（2）業務の目的

千葉県県営住宅退去者の滞納家賃等に係る収納業務について、債権回収の専門性・ノウハウを有する事業者へ委託することにより未収債権の収納率の向上を図る。

（3）委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

ただし、千葉県（以下「県」という。）と受託者の合意により1年間延長（2回を限度）を可能とする。

（4）収納業務を委託する債権

- 1 県外に所在する県営住宅退去者の滞納家賃等に係る債権
- 2 県内に所在する回収困難な県営住宅退去者の滞納家賃等に係る債権
- 3 退去後、行方不明・死亡等により請求先を調査する必要がある債権

（5）委託業務の内容

- 1 県営住宅退去者、連帯保証人、県営住宅退去者及び連帯保証人が死亡している場合は相続人（以下、「債務者等」という。）に対する納付催告、納付交渉。
なお、県営住宅退去者及び連帯保証人が死亡している場合は第1順位から第3順位までの相続人を対象とすること。
- 2 債務者等に対する納付指導、納付相談。
- 3 債務者等の返済能力に応じた分納誓約書の徴取及び分割納付の履行管理。
- 4 受託者は本業務専用の預金口座を金融機関で開設し、収納金を保管する。
- 5 債務者等に対して発出する振込書や通知等には、地方自治法施行令第154条第3項の規定による事項（所属年度、債権名、収納すべき金額、納入義務者、納入場所及び納入の請求の事由）を記載すること。また、県知事から収納業務を受託し、その権限があることを明示すること。
- 6 専用口座への入金を確認後、県が指定する口座への振込並びに報告。

- 7 収納した滞納家賃等を県が指定する現金出納簿で整理すること。
(現金整理簿を四半期毎に県に提出すること)
- 8 債務者等の所在が不明な場合は住民票等の取得により調査すること。
- 9 債務者等が死亡している場合は戸籍の取得により相続人を調査すること。
- 10 納付交渉履歴、収納履歴、調査事項等の状況の報告。
- 11 債務者等からの苦情等への対応。
- 12 滞納家賃等の収納が困難と思われる場合は、県に報告書(任意様式)を提出した上、協議すること。(県が受託者による回収不能がやむを得ないと判断した案件については県に返却する)

(6) 収納業務委託手数料の支払

- 1 県は、委託した滞納家賃等について債務者等から収納した金額に企画提案において受託者自らが提案した成功報酬率を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を収納業務委託手数料として受託者に支払う。

なお、戸籍及び住民票の取得に係る諸経費並びに本業務の実施に要する費用一切は受託者の負担とする。

- 2 県は、受託者に対し前項の収納業務委託手数料を毎四半期に受託者からの請求に基づき支払う。

第1四半期	4月1日から6月30日
第2四半期	7月1日から9月30日
第3四半期	10月1日から12月31日
第4四半期	1月1日から3月31日

(7) 委託債権に係る情報提供

県は収納業務を委託する債権(以下「委託債権」という。)について受託者が委託業務を行うために必要な情報を提供する。

具体的には、債務者等の住所(県営住宅の住所又は所在が判明している住所)、氏名、生年月日及び収納すべき金額(滞納した年及び月ごとに整理したもの)等、収納業務の遂行に必要な事項とする。

(8) 委託債権の追加、修正、中止

- 1 県は、委託の追加を行う際は、受託者の了解を得た後に受託者に情報を提供す

るものとする。

- 2 県は、委託債権について受託者への情報提供後に提供した情報と異なる事実が発覚した場合は速やかに受託者に報告するものとする。
- 3 受託者は、委託債権のうち特定の債権について千葉県から委託の中止の申し出があった場合はこれに応じるものとする。

(9) その他の留意事項

- 1 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が特別な理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。
- 2 受託者は、本業務の遂行に当たり、類似業務の十分な実績、技術等を有したスタッフを複数名従事させること。
また、全業務を統括する責任者を置き、当該責任者はやむを得ない場合を除き、変更しないこと。
- 3 受託者は、本契約終了後、県と協議のうえ、本業務の過程で作成・収集等を行った資料・記録について速やかに県へ送付又は処分すること。
- 4 本仕様書に定めのない事項については、関係法令によるほか、企画提案書の内容を踏まえ、県、受託者双方協議の上、定めるものとする。